

令和2年1月24日

建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

台風第19号災害復旧工事に関する現場代理人の兼任に係る取扱いにつきましては、災害の復旧を円滑に行うため3件まで兼任を認めているところですが、災害復旧工事の発注件数の大幅な増加が見込まれることから、今後兼任に係る取扱いを下記の通りとします。

記

1 概要

- (1) 兼任可能な工事件数
⇒ 既発注分も含めて5件まで可能とする。
- (2) 金額制限
⇒ 金額の制限を設けない
- (3) 連絡員に関する要件
⇒ 元請又は下請の社員

2 運用期間

令和2年1月24日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用します。
なお、本取扱いは当面の間とし、取扱いの終了については、工事の発注状況や国、県の動向をみながらあらためて通知します。

3 その他

様式につきましては、現在使用している様式を引き続き使用し、適宜追加・修正してください。

佐久市 企画部 契約課 電話：0267-62-3084（直通） FAX：0267-62-2321
--